「高年齢雇用継続基本給付金」支給申請（再開）同意確認書

＜高年齢雇用継続基本給付金とは？＞

定年後再雇用などの理由により、６０歳時点よりも２５％以上賃金が低下した場合に、低下した割合に応じて被保険者本人に給付金を支給する制度です。６５歳に到達する日の属する月まで受給できます。

高年齢雇用継続給付金の受給資格者が、前職の被保険者資格喪失後、基本手当の支給を受けずに１年以内に雇用され、被保険者資格を再取得した場合、引き続き高年齢雇用継続給付の受給資格者となります。

なお、今回の再就職に際し、再就職手当を受給された方については、高年齢雇用継続基本給付の支給再開は対象外となることにご留意ください。

＜引き続き支給申請を行う場合の手続き＞

支給再開のお手続き及び支給申請にあたっては、「高年齢雇用継続給付支給申請書」の発行が必要となりますが、支給申請書には銀行口座番号等の個人情報が記載されておりますので、支給再開のお手続き及び支給申請書を受領することについて、予め被保険者から同意を得てください。

下記「被保険者同意欄」に署名を受けた上で、ハローワーク甲府の窓口にご来所もしくは郵送で本書を提出いただくようお願いいたします（電子申請をご利用で、申請内容にご不明な点がない場合は、提出不要でいつでも申請が可能です。）。

<table>
<tr><td>事業所番号※</td><td>事業所名※</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td>被保険者番号※</td><td>被保険者同意欄（署名）</td></tr>
<tr><td></td><td rowspan="3">高年齢雇用継続給付支給申請書再交付に同意します。</td></tr>
<tr><td>取得日※</td></tr>
<tr><td></td></tr>
</table>

※署名欄以外は事業所の方がご記入いただいて差し支えありません。